

## 航空大学校訓練機帯広事故にかかる事故調査報告書の発表にあたって（談話）

12月20日、運輸安全委員会は、2011年7月28日に北海道河西郡芽室町剣山で発生した独立行政法人航空大学校帯広分校の訓練機墜落事故にかかわって事故調査報告書を公表しました。

国土交通労働組合は、この事故で亡くなられた方々に対して心からご冥福をお祈りするとともに、残されたご遺族の皆様にご哀悼の意を捧げます。また、怪我をされた学生の方々に心からお見舞い申し上げます。

今回公表された報告書では、事故について有視界飛行方式における基本計器飛行訓練（B I F）を行っていた際に、機長である教官が「何らかの意図」をもって山岳地帯を覆う雲に接近したため位置を見失い、その結果山腹への衝突に至ったと推定しています。

しかしながら「何らかの意図」については理由を明らかにすることはできなかつたとしており、本報告書は全体にわたって主観に基づいた推論で記述されています。

帯広分校においては、事故発生以前から訓練当日の気象状況に応じて空中操作訓練からB I Fに切り替えることが各教官の判断で日常的に行われていますが、これは独立行政法人である航空大学校の厳しい予算状況や時間的制約のなかで、効果的・効率的に学生訓練を実施して一人前のパイロットに育て上げるための「現場第一線で活躍する教官達の知恵と工夫」によるものであり、決して危険な行為ではありません。さらに、同年3月に発生した東日本大震災によって、航空大学校は7機の訓練機を失うなどの甚大な被害を受けており、より効果的・効率的な訓練実施に教官達が腐心してきたことは容易に想像できます。

そうであるにもかかわらず本報告書は、他の学生から聴取した空中操作訓練からB I Fへの切り替えにかかる証言について「訓練の変更をさせられた」という文言を使用し、B I Fが極めて危険な訓練であるかのような印象を与えているほか、「航空人としての常識」などの文言も盛り込んで、あたかも航空大学校の教官が安全を軽視し日常的に違法行為を繰り返していたと想起させる書きぶりに終始しており、実態との甚だしい乖離があります。さらに報告書は、機長が常用していたアレルギー性鼻炎の医薬品についても触れていますが、服用について医師からは「通常の服用で航空業務に支障はない」と本人には説明されていました。そもそも、機長が事故前に、いつ服薬したかについての検証すらなく、さらに事故直前まで学生に頻繁に指示を与えていたことは生存した学生の証言によって確認されており、服薬との因果関係は極めて薄いと考えられることから、機長個人の過失をことさら強調する目的として服薬に言及しているのではないか、という大きな疑念を感じざるをえません。

このような論調に終始している本報告書は、空の第一線の現場で、将来の日本の空を根幹から支える優秀なパイロットの育成に日々命がけで奮闘している航空大学校教官の努力を蔑ろにするばかりか、誤った先入観から不当な個人責任追及論に発展し、当事者個人に刑事責任を課して幕引きをはかる「悪しき慣例」を助長する可能性が危惧されます。

日本も批准する、国際民間航空条約の第13附属書は「事故調査の唯一の目的は、将来の事故の防止であり罪や責任を課するのが目的ではない」としています。これは、事故に至るまでの様々な複合要因を徹底的に検証しなければ、末端の直接当事者を処罰しても真の事故原因究明にはつながらず、有効な再発防止策の構築には逆効果であることを、世界の航空関係者や司法当局が長年の教訓から学んだ国際標準であるからです。

国土交通労働組合は、悲慘な事故を二度と繰り返さないためにも、引き続き真の原因追求による再発防止策の確立によって航空の安全と個人の名誉が守られる体制を求め、日本の航空発展に寄与するために全力で奮闘していきます。

以上

2013年12月25日

国土交通労働組合 中央執行副委員長

江村貴志（航空部門担当）